

住宅用火災警報器の 定期点検及び交換のお知らせ



平成16年度に消防法の改正があり、各ご家庭寝室などの指定箇所に住宅用火災警報器設置が義務化となりました。

また、朝日村においては、平成21年に住宅用火災警報器設置促進のため、各ご家庭に1個、住宅用火災報知器(けむり感知式)を配布いたしました。

リチウムイオン電池寿命は約 10 年となっております、村で配布した住宅用火災警報器について12年経過し、電池寿命を過ぎております。

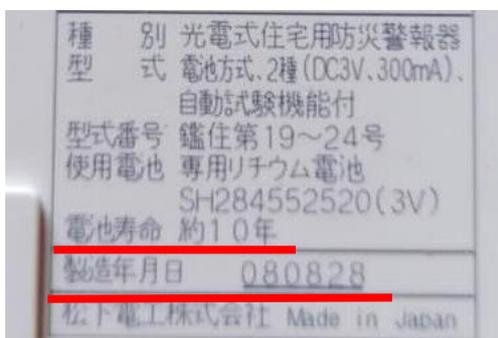
電池寿命が過ぎた住宅用火災警報器は、製造メーカーとしては本体ごと交換する事を推奨しております。

大切なご自宅・ご家族を守るためにも今一度、住宅用火災警報器の点検・交換等ご確認よろしくお願ひします。

【火災警報器設置写真】



【取り外し後の裏面】



【裏面拡大図】

※ご確認頂きたい内容

◎電池寿命 ◎製造年月日
期限が過ぎた住宅用火災警報器は交換
をお願いします!!

問い合わせ先
松本市渚 1-7-12
松本広域消防局 Tel.25-0119

朝日村役場 総務課 防災管財係
電話：0263-99-2001
FAX：0263-99-2745
E-Mail：soumu@vill.asahi.nagano.jp